

柏市藤心地域ふるさと協議会会則

目次

- 第1章 総則（第1条～第5条）
- 第2章 職の配置（第6条～第12条）
- 第3章 職務（第13条）
- 第4章 機関（第14条～第16条）
- 第5章 会計（第17条～第21条）
- 第6章 委任（第22条）
- 附則

第1章 総則

（名称）

第1条 会の名称は、柏市藤心地域ふるさと協議会（以下「本会」という。）と称し、事務所を柏市藤心近隣センター内に置く。

（目的）

第2条 本会は、住民自治の本旨によって藤心近隣センター地域内（以下「地域」という。）の住民の相互の交流と活動を通じて「こころ豊かなふるさとづくり」を進めることを目的とする。

（事業）

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の分野に関する事業を行う。

- (1) 地域のふるさとづくり活動
- (2) 地域住民の福祉の増進
- (3) 地域文化の振興
- (4) 生活環境の改善
- (5) 体育の普及及び健康増進の支援
- (6) 防災・防犯の防備と対策意識の高揚
- (7) 広報活動と情報の提供
- (8) ボランティア団体の育成と支援
- (9) その他、目的達成に必要な事業

（構成団体等及び構成員）

第4条 本会の構成団体は、別表第1に定める地域の町会および自治会（以下「町会」という。）ならびに各種協力団体等により構成する。

- 2 本会の構成員は、町会長、自治会長または代理人（以下「町会長」という。）、町会の派遣者、ならびに各種協力団体の代表者または代理人、各種協力団体等からの派遣者ならびに本会が任命する者とする。ただし各種協力団体等のうち特に必要と認める場合は、構成員を増員または減員することができる。

（組織）

第5条 本会は、本部および執行部で組織構成し、執行部には、部を置き単一事業の達成に必要と認める場合は、部に室を置くことができる。

執行部の名称および所管業務は、別表第2に定めるとおりとする。

- 2 本会の組織は、別図に定めるとおりとする。

第2章 職の配置

（本部）

第6条 本部に次の職を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名ないし2名
- (3) 町会長 各町会1名

2 会長の選出

- (1) 本会に会長選出委員会（以下「委員会」という。）を置き、委員長が招集する。
- (2) 委員会の職務は、会長の選出および委員会の運營業務とする。
- (3) 委員会は、前項および次条第1項第1号から第3号に定める者をもって編成する。
- (4) 委員長は現年度の会長とし、副委員長を副会長とする。
- (5) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理または代行する。
- (6) 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- (7) 委員会の議長は委員長が指名し、決議は出席者の3分の2以上をもって決する。
- (8) 選出された会長は、次年度4月1日をもって就任する。
- (9) 年度中途において会長に事故あるときは同項の準用により選出し、同日をもって就任する。
- (10) 会長の選出方法は、委員会が別に定める。

3 副会長の選出

- (1) 副会長は、会長の指名により選出し、町会長会議で承認を得る。
- (2) 会長が年度当初に事故あるときは、会長の選出まで前年度副会長が継続する。

（執行部）

第7条 執行部に次の職を置く。

- (1) 部長ならびに室長（以下「部長等」という。）
各1名
 - (2) 財務会計 若干名
 - (3) 部員 各部で必要とする人員
- 2 前各号は、会長が副会長と協議のうえ指名し、町会長会議で承認を得るものとする。
 - 3 町会長および各種協力団体代表者を除く第4条第2項に定める構成員を部および室（以下「部等」という。）に配置する。ただし町会長および各種協力団体等の代表者が部に所属することを妨げない。
 - 4 各部には、部長が必要と認める数の副部長および部員を置くことができる。
 - 5 町会は、毎年度1名を2年任期で執行部に派遣することとし、任期満了後も活動を継続する場合は、本会で任命する。なお町会長が町会からの派遣者となることを妨げない。

（監査）

第8条 本会に監査委員2名を置く。

- 2 監査委員は、町会長会議で選出し、総会で報告する。
- 3 監査委員は、本会の事務および会計を監査し、その結果を総会で報告する。

（顧問の委嘱）

第9条 会長は、町会長会議の同意を得て別表第3に定める顧問を委嘱することができる。

- 2 会長は、運営について顧問に助言を求めることができる。

（相談員の委嘱）

第10条 会長は、町会長会議の同意を得て退任者の中から若干名の相談員を委嘱することができる。

- 2 会長は、本会の運営について相談員に助言および支援を求めることができる。

（職の任期）

第11条 職の任期は、次のとおりとする。

- (1) 会長の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし3期を限度とし、災禍等により継続が必要な場合は、毎年の町会長会議で延長を決定する。
- (2) 町会長の任期は、町会における在任期間とする。任期満了後も執行部で活動を希望する場合の任期は、1年とし再任を妨げない。
- (3) 町会派遣者の任期は、2年とし任期満了後も執行部で活動を希望する場合の任期は、1年とし再任を妨げない。
- (4) 前各号以外の職の任期は、1年とし再任を妨げない。
- (5) 前各号に欠員が生じた場合は、後任者を充てるものとし、任期は前任者の残任期間とする。

(事務員)

第12条 総務部に事務員を置くことができる。

第3章 職務

(職務)

第13条 会長は、会務を総括し、本会を代表する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。
- 3 町会長は、本会の重要事項を審議決定するとともに町会を擁して本会の事業を遂行する。
- 4 部長等、財務会計は、別表第2に定める所管業務を担当する。
- 5 各部等の部員は、部長の指示を受け別表第2に定める所管業務に就く。

第4章 機関

(機関)

第14条 本会に次の機関を置き、会長がこれを招集する。

- (1) 総会 関係者全員
 - (2) 町会長会議 会長、副会長、町会長、事務局として会長が必要と認める執行部員
 - (3) 全体連絡会 第4条第2項に定める構成員
 - (4) 執行部会 会長、副会長、部長等、財務会計、広報
- 2 総会は、定期総会、臨時総会および文書総会とする。
- (1) 定期総会は、4月に開催する。
 - (2) 臨時総会は、会長または町会長会議で必要と認めた場合に開催する。
 - (3) 文書総会は、定期総会および臨時総会が開催できない状況が生じた場合に文書をもって開催する。
- 3 町会長会議は、概ね隔月に開催する。
- 4 全体連絡会は、概ね四半期ごとに開催する。
- 5 執行部会は、必要のつど開催する。
- 6 会長は、第1項各号に定める各機関の開催にあたり審議に必要と認める場合は、柏市、柏市社会福祉協議会等関係機関担当者および有識者の出席を求めることができる。

(補助機関)

第15条 各部等に次の補助機関を置き、部長等がこれを招集する。

- (1) 実行委員会
 - (2) 部会
- 2 実行委員会は、主要行事開催の運営機関として部長等が編成し、必要に応じて開催する各種協力団体の実行委員は、所属員を擁して行事に協力するものとする。
- 3 部会は、各部等の円滑な執務を目的に部長等が必要に応じて開催する。

(各機関の業務内容)

第16条 前条に定める各機関の業務内容は、次のとおりとする。

- 2 総会
- (1) 前年度事業および決算の報告
 - (2) 新年度事業および予算の報告
 - (3) 会則改正の報告
 - (4) 役職の報告
 - (5) その他、総会で決定すべき重要な事項
- 3 町会長会議
- (1) 町会長の3分の2以上の出席をもって成立し、本会の審議決定機関として執行部会および各部等から提出された案件、その他必要な事項を処理する。
 - (2) 議長は、会長が指名し、決議は出席者の3分の2以上をもって決する。
- 4 全体連絡会
- 町会長会議および執行部会からの報告、連絡、情報、その他必要な事項の周知を行う。
- 5 執行部会
- 本会の運営に係わる企画立案および各種事業、その他必要な事項の検討および調整を行う。

第5章 会計

(運営経費)

第17条 本会の運営経費は、町会の協議会運営費、柏市補助金、柏市社会福祉協議会の補助金および助成金、ならびにその他の収入をもって充てる。

2 町会の協議会運営費は、別表第4に定める額とし、年度初旬の納付とする。

(手当および費用弁償)

第18条 手当は、別表第5に定めるとおりとする。ただし兼務については、上位役職の手当のみとする。

2 本会全ての役職で、公的機関の会議および行事等に係わり本会を代表して出張する場合は、費用弁償として別表第5に定める額を支給する。ただし出張先から費用弁償または費用弁償相当の手当が支給される場合は、この限りでない。

(部等活動費)

第19条 部等活動費として各部等に別表第6に定める額を支給する。

(団体助成金)

第20条 第4条第1項の団体に助成金を交付することができる。

2 交付の要件および運用については、会長が町会長会議の議決を経て別に定める。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 委任

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が町会長会議の議決を経て別に定める。

附 則

平成16年4月18日	一部改正	
平成18年4月23日	一部改正	
平成19年4月22日	一部改正	
平成21年4月19日	一部改正	(藤心地区社協との統一による改正)
平成22年4月18日	一部改正	(副会長定数4へ)
平成23年4月17日	一部改正	(部の増設・会計の統一)
平成24年4月15日	一部改正	(部の委員会・連絡会増設と部の削減、相談員制度新設)
平成25年4月14日	一部改正	(町会推薦委員枠追加)
平成26年4月13日	一部改正	(健康づくり推進員の定数改定)
平成28年4月17日	一部改正	(広報を設置)
平成29年4月16日	全部改正	平成29年4月16日に施行し、平成29年4月1日に遡及して適用する。
平成30年4月15日	一部改正	平成30年4月15日に施行し、平成30年4月1日に遡及して適用する。(組織と部の名称を改正)
平成30年10月13日	一部改正	平成30年10月13日に施行し、平成31年4月1日から適用する。(機関名の改称と町会長の位置付け及び町会派遣者を定義)
平成31年4月13日	一部改正	平成31年4月13日に施行し、平成31年4月1日に遡及して適用する。(室の位置付け、副会長の指名、会長の任期、職務代行、町会長会議の議長および決議、シニア福祉部を福祉推進部に統合、副部長に手当等の支給)
令和2年4月18日	一部改正	令和2年4月18日に施行し、令和2年4月1日に遡及して適用する。(総会種別の定め、地区社協名称の廃止)
令和2年10月24日	一部改正	令和2年10月24日に施行し、第6条第1項第2号は令和3年4月1日から適用する。(副会長定数、会長・副会長の選出)
令和4年11月20日	一部改正	令和4年11月20日施行 (副会長数を1名ないし2名、総会の承認を報告に、会長再任限度、助成金を定義)

令和6年4月13日 一部改正 令和6年4月13日に施行し、令和6年4月1日に遡及して適用する。(広報部を設置する組織改正)

別表 第1 (第4条第1項関係)

(順不同)

各種協力団体等 (地区名地域名等省略または略記)
町会
藤心地区民生委員児童委員協議会
逆井・藤心地区青少年健全育成推進協議会
藤心地域柏市民健康づくり推進員
スポーツ推進委員
防犯協会藤心支部
シニアクラブ連合会藤心支部
各種ボランティア団体
逆井商店会
逆井中学校PTA
藤心小学校PTA
増尾西小学校PTA
明るい選挙推進協議会委員
第二清掃工場委員会委員
消費生活コーディネーター
各種地域サークル

別表 第2 (第5条第1項関係) (第13条第4項関係)

部等の名称	所管業務
総務部	機関各会の開催および本会の運営に係る業務、その他各部に属さない業務
財務会計	財政事務および会計事務、その他財務会計に属する業務
広報部	広報紙およびホームページ、情報発信、その他広報に属する業務
フェスト事業部	夏まつり、その他フェスト事業部に属する業務
文化部	文化祭および文化の振興、その他文化部に属する業務
環境部	ゴミゼロ運動及び環境の保全指導、その他環境部に属する業務
保健体育部	レクリエーション大会および健康指導、その他保健体育部に属する業務
防災安全部	防災訓練および研修、防災対策、生活安全、その他防災安全部に属する業務
福祉推進部	市社協助成業務の運用および福祉活動の推進、その他福祉推進部に属する業務

別表 第3 (第9条第1項関係)

顧問	藤心近隣センター所長
	前ふるさと協議会長
	柏陵高等学校校長
	逆井中学校校長
	藤心小学校校長
	増尾西小学校校長

別表 第4 (第17条第2項関係)

町会の協議会運営費の積算
会員世帯数×200円

別表 第5 (第20条第1項関係)

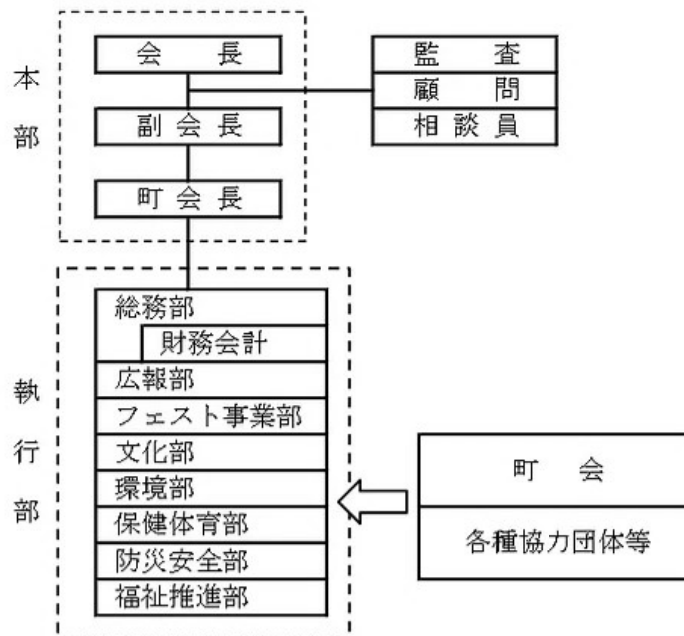
手 当	会 長	月額 1,000 円
	副 会 長	月額 900 円
	各 部 長 等	月額 800 円
	財 務 会 計	月額 800 円
	副 部 長	月額 600 円
費用弁償	日 当	1日 1,000 円
	交通費	実 費

別表 第6 (第21条関係)

部 等 活 動 費	会 長	15,000 円
	副 会 長	
	総務部	15,000 円
	財務会計	
	広報部	15,000 円
	フェスト事業部	15,000 円
	文化部	15,000 円
	環境部	15,000 円
	保健体育部	15,000 円
	防災安全部	15,000 円
	福祉推進部	15,000 円

別図 (第5条第2項関係)

柏市藤心地域ふるさと協議会組織図



執行部は、町会、各種協力団体等からの派遣員を主体に編成する。